

2022年8月26日

中央公害審議会環境保健部会 石綿健康被害救済小委員会 御中

陳述書

高瀬久美子

1) 夫の高瀬勝利の石綿肺発症から石綿健康被害救済法救済給付支給まで

夫の勝利は1965年7月1日生まれで、高卒直後の1984年4月から2008年3月までの24年間、スレート工、屋根工として多くの建築現場で働きました。

2007年11月頃、咳、息切れ症状を自覚するようになりました。

徐々に症状が悪化していき普通には働けなくなり、2008年3月に働いていた工務店を退職に追い込まれました。

少しでも家計の足しにするためにと咳に苦しみながらトラック運転手のアルバイトで月5,6万円を得ましたが2009年夏ごろにはそれもできなくなりました。

自営業のため労災がもらえない悔しさ、はげしい病苦のなか2011年5月22日、45歳で息を引き取りました。

あとには夫と同年45歳の私、16歳高校2年生の長女、14歳中学2年生の次女が残されました。

石綿健康被害救済法の申請は夫の生前の2010年12月にしました。

死後1年以上経って不認定となりましたが審査請求で不認定を取り消す裁決を受け取りました。その裁決からさらに半年後の2014年5月、280万円が支給されました。¹⁾²⁾³⁾

私たちが受け取ったのはこれだけでした。

2) 被害者の経済的苦境を救えるものにしてもらいたい

夫はずっと国民健康保険、国民年金に加入していました。

病気になったとき勤めていた工務店も知り合いの個人事業主で、国保・国民年金でした。

そのため、サラリーマン向けの健康保険、厚生年金の加入者であれば、病気休業のときにももらえる傷病手当金にあたるものが夫にはありませんでした。

そのため、工務店病気退職とともに夫の収入40万円を一気に失いました。

我が家の収入は月3,4万円の私のパート収入だけになりました。

元気があったときに購入した自宅のローンの月々の返済ができなくなり、弁護士に相談し自己破産するしか方法がないとなりました。

生命保険、がん保険はすべて解約、自宅を手放し、市営住宅に引っ越しました。

そして、生活保護を受けることにしました。一家4人で月24、5万円、市営住宅の家賃をひかれた約20万円が振り込まれます。

入院した市立病院で診断書をつくってもらい身体障害認定を申請し、身体障害3級と認定されました。国民年金加入者は3級では障害年金はもらえませんでした。

もし、このとき石綿健康被害救済法の認定を受けていれば、療養手当10万3870円がもらえていたはずですが。

サラリーマンならもらえる傷病手当金もない状況のもとで、この額の療養手当をもらえたとしても、自己破産が免れたかどうか、生活保護を受けないで乗り切れたかどうか。

それは、正直わかりません。

ですが、私たちのように労災補償がもらえない立場の者、まして、50歳も超えていない年代の者にとっては、10万3870円はあまりにも少ないです。

私たちのような境遇の被害者は決して少なくはありませんから、療養手当の改善はぜひ必要だと思います。

また、生活保護を受けていた私たちのような場合は、療養手当のうち33300円だけが収入認定をうけないことにされているということですので、療養手当をもらったとしても、実質68%の大幅減額支給になります。これでは救済の目的に反するので全額を収入認定しないように改善してもらいたいと思います。

3) 夫の死亡後の救済制度をつくってほしい

死亡後によく280万円の支給がありました。

しかし、これは、夫が生前に受ける権利があったものを私たちが受け取ったにすぎません。救済給付を受けた遺族はすべてそうなのです。

私たちの場合、国民年金の加入者であった夫の死後の私たちへの公的保障は、遺族年金⁴⁾のひとつの遺族基礎年金⁴⁾でした。

遺族基礎年金の対象者は、子のある配偶者と子です。

私たちの場合は、夫が亡くなったときに、高校2年生だった長女、中学2年生だった次女、そして、その子たちの母である私、ということになります。

年金開始当初額は、年額およそ120万円、その後、長女の高校卒業の年の4月に減額、続いて次女の高校卒業の2016年3月をもって遺族基礎年金は終わりました。ただし生活保護を受けている間は遺族基礎年金のすべてが収入認定され生活保護費と相殺されました。

遺族基礎年金の終了時、私は50歳でした。

私には、60歳から65歳になるまで寡婦年金⁴⁾が支給されることになっています。

ですから、50歳から59歳の間、私には公的保障はありません。

ところが、もし、夫がサラリーマンで厚生年金に入っていたならば、経済的な保障がまったく違うのです。

夫がサラリーマンだとしたときの妻の私には遺族基礎年金にあわせて遺族厚生年金⁴⁾が支給されることとなります。子供の年齢がすすむと遺族基礎年金は終了しますが、私が65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算⁴⁾が約58万円もらえることとなります。

現実の私には、遺族厚生年金はありません。中高齢寡婦加算はありません。60歳になるまではなにもないのです。

このように、遺族のなかにもこんなに格差があることを知ってください。

私のような境遇のものを救済するため、石綿健康被害救済法のなかに遺族給付制度をぜひつくってください。

私はいま、給料は安いですが発達障害の方を支援するNPOで働いています。長女は高校卒業と同時に家を出て独立しましたが、次女は20歳の時に発達障害であると診断され障害2級と認定されて障害基礎年金をもらいながら、いまは就労移行支援事業所に通っています。

アスベスト被害の苦境を生きる私たちを助けるために制度をより良いものにしてほしい。

よろしく願いいたします。

(添付して提出する資料)

- 1) 高瀬勝利氏の石綿肺にかかる公害健康被害補償不服審査会裁決書 2013年10月25日付
および認定通知 2014年2月4日付 ※個人情報を含むため委員のみ配布
- 2) 高瀬久美子宛救済給付支給決定通知書 2014年5月7日付
- 3) 高瀬勝利の父高瀬繁明氏の石綿肺にかかる公害健康被害補償不服審査会裁決書 2013年3月29日付および認定通知 2013年5月14日付【1)の関連資料】※個人情報を含むため委員のみ配布
- 4) 遺族年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、中高齢寡婦加算、寡婦年金 | 日本年金機構 HP



環機石第2号
平成26年5月7日

高瀬 久美子様

独立行政法人環境再生保全機構
理事長 福井 光彦



未支給の医療費等支給決定通知書

高瀬 久美子様より平成26年3月20日に請求のありました未支給の医療費等について、石綿による健康被害の救済に関する法律第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり支給することとしましたので、通知いたします。

記

被認定者		高瀬 勝利
支給額		1,973,530 円
内 訳	未支給の医療費支給額	0 円
	未支給の医療費支給期間	平成 21 年 10 月 6 日～平成 23 年 5 月 22 日
	未支給の療養手当支給額	1,973,530 円
	未支給の療養手当支給期間	平成 21 年 11 月～平成 23 年 05 月
支給予定日		平成 26 年 5 月 9 日
未支給の医療費請求額		0 円
備考		

※ 同一の事由について、損害のてん補を受けられた場合や労災保険法等による給付が行われるべき場合には、環境再生保全機構に対して届出を行うこととされておりますので、ご留意ください。

なお、損害のてん補や労災保険法等による給付を受け、結果として重複している部分については返還していただきますので、ご承知おきください。

※ この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害健康被害補償不服審査会（電話03-5521-8264）に対して審査請求をすることができます。

なお、上記の審査請求の裁決に不服がある場合は、裁判所に対して処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の取消しの訴えは公害健康被害補償不服審査会の裁決後でなければすることができません。（別紙「審査請求等に関するお知らせ」を参照）

環機石第3号
平成26年5月7日

高瀬 久美子 様

独立行政法人環境再生保全機構
理事長 福井 光彦



救済給付調整金支給決定通知書

高瀬 久美子様より平成26年3月28日に請求のありました救済給付調整金について、石綿による健康被害の救済に関する法律第23条第2項の規定に基づき、下記のとおり支給することとしましたので、通知します。

記

被認定者		高瀬 勝利
① 支給済額	医療費 ^{※1}	0円
	療養手当	0円
② 未支給の医療費等（今回支給分） ^{※2}		1,973,530円
③ 合計（①+②）		1,973,530円
救済給付調整金の支給決定額 2,800,000円 - ③		826,470円
支給予定日		平成26年5月9日

- ※1 医療費の欄には、石綿健康被害医療手帳が交付された方の場合、その手帳の使用に伴って当機構が医療機関に支払った医療費の額も含まれています。
- ※2 未支給の医療費等（今回支給分）がある場合、その金額の内訳については、同封の「未支給の医療費等支給決定通知書」をご覧ください。

注）同一の事由について、損害のてん補を受けられた場合や労災保険法等による給付が行われるべき場合には、環境再生保全機構に対して届出を行うこととされておりますので、ご注意ください。

なお、損害のてん補や労災保険法等による給付を受け、結果として重複している部分については返還していただきますので、ご承知おきください（別添参照）。

遺族年金

ページID : 170010010-535-314-104 更新日 : 2022年1月26日 印刷

遺族年金は、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が、亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

遺族年金には、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」があり、亡くなった方の年金の加入状況などによって、いずれかまたは両方の年金が支給されます。

亡くなった方の年金の納付状況・遺族年金を受け取る方の年齢・優先順位などの条件をすべて満たしている場合、遺族年金を受け取ることができます。

遺族基礎年金

国民年金の被保険者等であった方が、[受給要件](#)を満たしている場合、亡くなった方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が、遺族基礎年金を受け取ることができます。

「子」とは18歳になった年度の3月31日までにある方、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方をさします。

婚姻していない場合に限りです。

死亡当時、胎児であった子も出生以降に対象となります。

[遺族基礎年金 \(受給要件・対象者・年金額\)](#)

[請求手続き：遺族基礎年金を受けられるとき](#)

[年金Q&A \(遺族基礎年金について\)](#)

遺族厚生年金

厚生年金保険の被保険者等であった方が、[受給要件](#)を満たしている場合、亡くなった方によって生計を維持されていた遺族が、遺族厚生年金を受け取ることができます。

[遺族厚生年金 \(受給要件・対象者・年金額\)](#)

[請求手続き：遺族厚生年金を受けられるとき](#)

[年金Q&A \(遺族厚生年金について\)](#)

関連情報

[遺族年金関係のパンフレット](#)

[年金を受けられるようになってから、長期間（5年以上）請求されていない方へ](#)

[遺族年金の請求手続きについて（DV被害により配偶者と別居されていた方へ）](#)

[（年金用語集）生計維持](#)

遺族年金

[遺族基礎年金（受給要件・対象者・年金額）](#)

[遺族厚生年金（受給要件・対象者・年金額）](#)

年金のことをしらべる

[利用者別ガイド](#)

[シーン別ガイド](#)

[ねんきんネット](#)

[年金用語集](#)

[パンフレット](#)

[通知書の見方を調べる](#)

[年金の制度・手続き](#)

[申請・届出様式](#)

[年金Q&A](#)

[年金のご相談（電話・窓口）](#)

[日本年金機構について](#)

[利用者別ガイド](#)

[申請・届出様式（国民年金関係）](#)

[シーン別Q&A](#)

[年金相談についてのご案内](#)

[理事長のごあいさつ](#)

[シーン別ガイド](#)

[申請・届出様式（健康保険・厚生年金保険関係）](#)

[年金Q&A（年金制度全般）](#)

[電話での年金相談窓口](#)

[基本情報](#)

[年金制度全般](#)

[申請・届出様式（年金等の受給関係）](#)

[年金Q&A（国民年金）](#)

[全国の相談・手続き窓口](#)

[組織](#)

[国民年金](#)

[申請・届出様式（年金記録の照会、訂正請求関係）](#)

[年金Q&A（厚生年金保険）](#)

[厚生年金保険](#)

[申請・届出様式（社会保障協定関係）](#)

[年金Q&A（年金の受給）](#)

[年金の受給](#)

[年金記録に関する取り組み](#)

[年金Q&A（年金記録に関する取り組み）](#)

[社会保障協定](#)

[申請・届出様式（「特定技能」にかかる書類交付関係等）](#)

[年金Q&A（ねんきん定期便）](#)

[年金用語集](#)

[パンフレット](#)

[年金Q&A（ねんきんネット）](#)

[マイナンバーへの対応](#)

[年金Q&A（社会保障協定）](#)

[年金について学ぼう](#)

[年金Q&A（電子申請・電子媒体申請（事業主・社会保険事務担当の方））](#)

[「特定技能」にかかる社会保険関係の書類交付](#)

[年金Q&A（個人の方の電子申請（国民年金））](#)

[年金Q&A（年金相談）](#)

[年金Q&A（情報開示等）](#)

[このサイトについて](#) | [個人情報の保護について](#) | [関連サイト](#)



Japan Pension Service

法人番号4011305001653

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

[所在地・連絡先](#)

[開示請求](#)

[公式Twitter](#)

お客様の声を大切にしています
ご意見や法令等違反通報はこちら



遺族基礎年金(受給要件・対象者・年金額)

ページID: 170010010-277-329-125

更新日: 2022年4月1日

印刷

遺族基礎年金を受給するためには一定の要件が必要となります。
受給するための要件、対象となる遺族、年金額は以下のとおりです。

[遺族基礎年金の受給要件](#)[遺族基礎年金の受給対象者](#)[遺族基礎年金の年金額\(令和4年4月分から\)](#)

遺族基礎年金の受給要件

次の1から4のいずれかの要件を満たしている方が死亡したときに、遺族に遺族基礎年金が支給されます。

1. 国民年金の被保険者である間に死亡したとき
2. 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき
3. 老齢基礎年金の受給権者であった方が死亡したとき
4. 老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したとき

1および2の要件については、死亡日の前日において、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が国民年金加入期間の3分の2以上あることが必要です。ただし、死亡日が令和8年3月末日までのときは、死亡した方が65歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

3および4の要件については、保険料納付済期間、保険料免除期間および[合算対象期間](#)を合算した期間が25年以上ある方に限ります。

遺族基礎年金の受給対象者

死亡した方に[生計を維持されていた](#)以下の遺族が受け取ることができます。

なお[遺族厚生年金](#)を受給できる遺族の方はあわせて受給できます。

1. 子のある配偶者
2. 子

子とは18歳になった年度の3月31日までにある方、または20歳未満で障害年金の[障害等級](#)1級または2級の状態にある方をさします。

子のある配偶者が遺族基礎年金を受け取っている間や、子に生計を同じくする父または母がいる間は、子には遺族基礎年金は支給されません。

遺族基礎年金の年金額(令和4年4月分から)

1. 子のある配偶者が受け取る時
777,800円+子の加算額
2. 子が受け取る時(次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの額となります。)
777,800円+2人目以降の子の加算額

1人目および2人目の子の加算額 各223,800円

関連情報

[年金Q&A \(遺族基礎年金\)](#)

[\(年金用語集\) 生計維持](#)

「遺族年金（受給要件・対象者・年金額）」のページ一覧

[遺族年金](#)

[遺族基礎年金（受給要件・対象者・年金額）](#)

[遺族厚生年金（受給要件・対象者・年金額）](#)

年金のことをしらべる

利用者別ガイド	シーン別ガイド	ねんきんネット
年金用語集	パンフレット	通知書の見方を調べる

年金の制度・手続き

[利用者別ガイド](#)

[シーン別ガイド](#)

[年金制度全般](#)

[国民年金](#)

[厚生年金保険](#)

[年金の受給](#)

[年金記録に関する取り組み](#)

[社会保障協定](#)

[年金用語集](#)

[パンフレット](#)

[マイナンバーへの対応](#)

[年金について学ぼう](#)

[「特定技能」にかかる社会保険関係の書類交付](#)

申請・届出様式

[申請・届出様式（国民年金関係）](#)

[申請・届出様式（健康保険・厚生年金保険関係）](#)

[申請・届出様式（年金等の受給関係）](#)

[申請・届出様式（年金記録の照会、訂正請求関係）](#)

[申請・届出様式（社会保障協定関係）](#)

[申請・届出様式（「特定技能」にかかる書類交付関係等）](#)

年金Q&A

[シーン別Q&A](#)

[年金Q&A \(年金制度全般\)](#)

[年金Q&A \(国民年金\)](#)

[年金Q&A \(厚生年金保険\)](#)

[年金Q&A \(年金の受給\)](#)

[年金Q&A \(年金記録に関する取り組み\)](#)

[年金Q&A \(ねんきん定期便\)](#)

[年金Q&A \(ねんきんネット\)](#)

[年金Q&A \(社会保障協定\)](#)

[年金Q&A \(電子申請・電子媒体申請（事業主・社会保険事務担当の方）\)](#)

[年金Q&A \(個人の方の電子申請（国民年金）\)](#)

[年金Q&A \(年金相談\)](#)

[年金Q&A \(情報開示等\)](#)

年金のご相談（電話・窓口）

[年金相談についてのご案内](#)

[電話での年金相談窓口](#)

[全国の相談・手続き窓口](#)

日本年金機構について

[理事長のごあいさつ](#)

[基本情報](#)

[組織](#)

[各種方針](#)

[日本年金機構の取り組み](#)

[情報公開](#)

[ご意見・ご要望、法令等違反通報](#)

[統計情報](#)

[採用情報](#)

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

[所在地・連絡先](#)

[開示請求](#)

[公式Twitter](#)

お客様の声を大切にしています
ご意見や法令等違反通報はこちら



Copyright © Japan Pension Service All Rights Reserved.

遺族厚生年金 (受給要件・対象者・年金額)

ページID : 170010010-289-988-062

更新日 : 2022年5月12日

印刷

遺族厚生年金を受給するためには一定の要件が必要となります。

受給するための要件、対象となる遺族、年金額は以下のとおりです。

[遺族厚生年金の受給要件](#)[遺族厚生年金の受給対象者](#)[遺族厚生年金の年金額](#)[中高齢寡婦加算](#)[経過的寡婦加算](#)[65歳以上の遺族厚生年金の受給権者が、自身の老齢厚生年金の受給権を有する場合](#)

遺族厚生年金の受給要件

次の1から5のいずれかの要件を満たしている方が死亡したときに、遺族に遺族厚生年金が支給されます。

1. 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき
2. 厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で初診日から5年以内に死亡したとき
3. 1級・2級の障害厚生（共済）年金を受けとっている方が死亡したとき
4. 老齢厚生年金の受給権者であった方が死亡したとき
5. 老齢厚生年金の受給資格を満たした方が死亡したとき

1および2の要件については、死亡日の前日において、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が国民年金加入期間の3分の2以上あることが必要です。ただし、死亡日が令和8年3月末日までのときは、死亡した方が65歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

4および5の要件については、保険料納付済期間、保険料免除期間および[合算対象期間](#)を合算した期間が25年以上ある方に限ります。

遺族厚生年金の受給対象者

死亡した方に[生計を維持されていた](#)以下の遺族のうち、最も優先順位の高い方が受け取ることができます。なお[遺族基礎年金](#)を受給できる遺族の方はあわせて受給できます。

1. 妻（※1）
2. 子（18歳になった年度の3月31日までにある方、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方。）
3. 夫（死亡当時に55歳以上である方に限ります。）（※2）
4. 父母（死亡当時に55歳以上である方に限ります。）（※3）
5. 孫（18歳になった年度の3月31日までにある方、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方。）
6. 祖父母（死亡当時に55歳以上である方に限ります。）（※3）

※1 子のない30歳未満の妻は、5年間のみ受給できます。

※2 受給開始は60歳からとなります。ただし遺族基礎年金をあわせて受給できる場合に限り、55歳から60歳の間であっても遺族厚生年金を受給できます。

※3 受給開始は60歳からとなります。

遺族の優先順位



子のある妻または子のある55歳以上の夫が遺族厚生年金を受け取っている間は、子には遺族厚生年金は支給されません。

遺族厚生年金の年金額

遺族厚生年金の年金額は、死亡した方の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3の額となります。

なお、上記受給要件の1、2および3に基づく遺族厚生年金の場合、報酬比例部分の計算において、厚生年金の被保険者期間が300月（25年）未満の場合は、300月とみなして計算します。

65歳以上で老齢厚生（退職共済）年金を受け取る権利がある方が、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受け取るときは、「死亡した方の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3の額」と「死亡した方の老齢厚生年金の報酬比例部分の額の2分の1の額と自身の老齢厚生（退職共済）年金の額の2分の1の額を合算した額」を比較し、高い方の額が遺族厚生年金の額となります。

中高齢寡婦加算

次のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金（※1）には、40歳から65歳になるまでの間、583,400円（年額）が加算されます。これを、中高齢寡婦加算といいます。

- 夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子（※2）がいない妻。
- 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻（※3）が、子が18歳到達年度の末日に達した（障害の状態にある場合は20歳に達した）等のため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。

※1 老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている夫が死亡したときは、死亡した夫の厚生年金保険の被保険者期間が20年（中高齢者の期間短縮の特例などによって20年未満の被保険者期間で共済組合等の加入期間を除いた老齢厚生年金の受給資格期間を満たした人はその期間）以上の場合に限ります。

※2 「子」とは次の人に限ります。

- 18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子
- 20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の障害の状態にある子

※3 40歳に到達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けている妻。

※4 平成19年3月31日以前に夫が亡くなって、遺族厚生年金を受けられている方は、上記1.と※3の「40歳」を「35歳」と読み替えてください。

経過的寡婦加算

次のいずれかに該当する場合に遺族厚生年金に加算されます。

昭和31年4月1日以前生まれの妻に65歳以上で遺族厚生年金の受給権が発生したとき（上記4および5の受給要件に基づく場合は、死亡した夫の厚生年金保険の被保険者期間が20年（中高齢者の期間短縮の特例などによって20年未満の被保険者期間で共済組合等の加入期間を除いた老齢厚生年金の受給資格期間を満たした人はその期間）以上の場合に限ります。）

中高齢の加算がされていた昭和31年4月1日以前生まれの遺族厚生年金の受給権者である妻が65歳に達したとき

経過的寡婦加算の額は、昭和61年4月1日から60歳に達するまで国民年金に加入した場合の老齢基礎年金の額と合わせると、中高齢寡婦加算の額と同額になるよう決められています。

65歳以上の遺族厚生年金の受給権者が、自身の老齢厚生年金の受給権を有する場合

平成19年3月31日までは、原則、どちらを受けるか選択することになっていましたが、平成16年の年金制度改正により、平成19年4月1からは、自分自身が納めた保険料を年金額に反映させるため、65歳以上で遺族厚生年金と老齢厚生年金を受ける権利がある方は、老齢厚生年金は全額支給となり、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額の支給が停止となります。

遺族厚生年金(※)	
	支給
老齢厚生年金	支給停止 (老齢厚生年金に相当する額)
老齢基礎年金	老齢基礎年金

平成19年4月1日前に65歳以上である遺族厚生年金受給権者の取扱い

平成19年4月1日前に遺族厚生年金を受ける権利を有し、かつ、同日においてすでに65歳以上の方は、平成19年4月1日前と同様に、次の1から3のうち、いずれかの組合せを選択することになります。

ただし、3は、遺族厚生年金の受給権者が、死亡した方の配偶者である場合に限りです。

1	遺族厚生年金	2	老齢厚生年金	3	遺族厚生年金の 3分の2	老齢厚生年金の 2分の1
	老齢基礎年金		老齢基礎年金		老齢基礎年金	

留意事項

遺族厚生年金の受給権者が、老齢厚生年金、退職共済年金または遺族共済年金を受ける権利を有するときは、遺族厚生年金の支給額の決定のため、これらの年金の裁定の請求が必要です。

国民年金の第1号被保険者期間がある方が死亡した場合は、別途、[寡婦年金](#)や[死亡一時金](#)を受給できる場合があります。

関連情報

[年金Q&A \(遺族厚生年金全般\)](#)

[\(年金用語集\) 生計維持](#)

「遺族年金（受給要件・対象者・年金額）」のページ一覧

[遺族年金](#)

[遺族基礎年金（受給要件・対象者・年金額）](#)

[遺族厚生年金（受給要件・対象者・年金額）](#)

年金のことをしらべる

利用者別ガイド	シーン別ガイド	ねんきんネット
年金用語集	パンフレット	通知書の見方を調べる

[年金の制度・手続き](#)

[申請・届出様式](#)

[年金Q&A](#)

[年金のご相談（電話・窓口）](#)

[日本年金機構について](#)

[利用者別ガイド](#)

[申請・届出様式（国民年金関係）](#)

[シーン別Q&A](#)

[年金相談についてのご案内](#)

[理事長のごあいさつ](#)

[シーン別ガイド](#)

[申請・届出様式（健康保険・厚生年金保険関係）](#)

[年金Q&A（年金制度全般）](#)

[電話での年金相談窓口](#)

[基本情報](#)

[年金制度全般](#)

[申請・届出様式（年金等の受給関係）](#)

[年金Q&A（国民年金）](#)

[全国の相談・手続き窓口](#)

[組織](#)

[国民年金](#)

[厚生年金保険](#)

[年金Q&A（厚生年金保険）](#)

[各種方針](#)

[日本年金機構の取り組み](#)

[年金の受給](#)

[年金記録に関する取り組み](#)

[社会保障協定](#)

[年金用語集](#)

[パンフレット](#)

[マイナンバーへの対応](#)

[年金について学ぼう](#)

[「特定技能」にかかる社会保険関係の書類交付](#)

[申請・届出様式（年金記録の照会、訂正請求関係）](#)

[申請・届出様式（社会保障協定関係）](#)

[申請・届出様式（「特定技能」にかかる書類交付関係等）](#)

[年金Q&A（年金の受給）](#)

[年金Q&A（年金記録に関する取り組み）](#)

[年金Q&A（ねんきん定期便）](#)

[年金Q&A（ねんきんネット）](#)

[年金Q&A（社会保障協定）](#)

[年金Q&A（電子申請・電子媒体申請（事業主・社会保険事務担当の方））](#)

[年金Q&A（個人の方の電子申請（国民年金））](#)

[年金Q&A（年金相談）](#)

[年金Q&A（情報開示等）](#)

[情報公開](#)

[ご意見・ご要望、法令等違反通報](#)

[統計情報](#)

[採用情報](#)

[このサイトについて](#) | [個人情報の保護について](#) | [関連サイト](#)



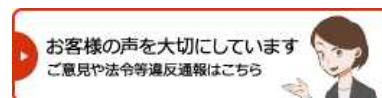
法人番号4011305001653

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

[所在地・連絡先](#)

[開示請求](#)

[公式Twitter](#)



Copyright © Japan Pension Service All Rights Reserved.

寡婦年金

ページID : 170010010-244-478-505 更新日 : 2021年4月1日 印刷

寡婦年金は、死亡日の前日において国民年金の[第1号被保険者](#)として保険料を納めた期間および国民年金の[保険料免除期間](#)（※1）が10年以上（※2）ある夫が亡くなったときに、その夫と10年以上継続して婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）にあり、死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。

年金額は、夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の4分の3の額です。

亡くなった夫が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けたことがあるときは支給されません。（※3）

妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは支給されません。

（※1）[学生納付特例期間](#)、[納付猶予期間](#)を含みます。ただし、学生納付特例、納付猶予の期間は、年金額には反映されません。

（※2）平成29年7月31日以前の死亡の場合、25年以上の期間が必要です。

（※3）令和3年3月31日以前の死亡の場合、亡くなった夫が障害基礎年金の受給権者であったとき、または老齢基礎年金を受けたことがあるときは支給されません。

関連情報

[寡婦年金を受けるとき](#)

「第1号被保険者の独自給付」のページ一覧

[第1号被保険者の独自給付について](#)

[付加年金](#)

[寡婦年金](#)

[死亡一時金](#)

年金のことをしらべる

[利用者別ガイド](#)

[シーン別ガイド](#)

[ねんきんネット](#)

[年金用語集](#)

[パンフレット](#)

[通知書の見方を調べる](#)

[年金の制度・手続き](#)

[申請・届出様式](#)

[年金Q&A](#)

[年金のご相談（電話・窓口）](#)

[日本年金機構について](#)

[利用者別ガイド](#)

[申請・届出様式（国民年金関係）](#)

[シーン別Q&A](#)

[年金相談についてのご案内](#)

[理事長のごあいさつ](#)

[シーン別ガイド](#)

[年金Q&A（年金制度全般）](#)

[基本情報](#)

[年金制度全般](#)

[国民年金](#)

[厚生年金保険](#)

[年金の受給](#)

[年金記録に関する取り組み](#)

[社会保障協定](#)

[年金用語集](#)

[パンフレット](#)

[マイナンバーへの対応](#)

[年金について学ぼう](#)

[「特定技能」にかかる社会保険関係の書類交付](#)

[申請・届出様式（健康保険・厚生年金保険関係）](#)

[申請・届出様式（年金等の受給関係）](#)

[申請・届出様式（年金記録の照会、訂正請求関係）](#)

[申請・届出様式（社会保障協定関係）](#)

[申請・届出様式（「特定技能」にかかる書類交付関係等）](#)

[年金Q&A（国民年金）](#)

[年金Q&A（厚生年金保険）](#)

[年金Q&A（年金の受給）](#)

[年金Q&A（年金記録に関する取り組み）](#)

[年金Q&A（ねんきん定期便）](#)

[年金Q&A（ねんきんネット）](#)

[年金Q&A（社会保障協定）](#)

[年金Q&A（電子申請・電子媒体申請（事業主・社会保険事務担当の方））](#)

[年金Q&A（個人の方の電子申請（国民年金））](#)

[年金Q&A（年金相談）](#)

[年金Q&A（情報開示等）](#)

[電話での年金相談窓口](#)

[全国の相談・手続き窓口](#)

[組織](#)

[各種方針](#)

[日本年金機構の取り組み](#)

[情報公開](#)

[ご意見・ご要望、法令等違反通報](#)

[統計情報](#)

[採用情報](#)

[このサイトについて](#) | [個人情報の保護について](#) | [関連サイト](#)



法人番号4011305001653

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

[所在地・連絡先](#)

[開示請求](#)

[公式Twitter](#)

お客様の声を大切にしています
ご意見や法令等違反通報はこちら



Copyright © Japan Pension Service All Rights Reserved.

2022年8月26日

中央環境審議会環境保健部会 石綿健康被害救済小委員会 御中

陳述書

平田弓美

私は岐阜県内に住んでいる、41歳の悪性胸膜中皮腫患者の妻です。夫は、2021年7月に40歳で悪性胸膜中皮腫を発症しました。勤務先の健康診断でがんの疑いを指摘され、その後診断されました。その1年前の検診でも異常が指摘されていましたが、腫瘍マーカーなどに異常はなかったのものでそのままとなっていました。夫は若い頃から水泳をしていたこともあり、体格もよく、大きな病気もしたことがなく健康に過ごしてきていましたので、まさかこのような病気になるとは思ってもいませんでした。

医師の説明や診断後に情報を集めると、中皮腫がとても深刻な病気であることがわかりました。少しでも経験が豊富な実績のある医療機関での手術などの治療を求めて関西の医療機関を受診し、術後の現在も通院しています。夫にはアスベストを吸った記憶がなく、労災請求も全く検討できません。

希少で、根治どころか、1年先もまったく見据えられない大変な病気になったばかりか、原因がどこかにありそうでもはっきりせず、労災などの請求も考えられず、病気になった夫には救済給付のわずかな支給がされるだけです。

「夫ならきっと乗り越えられる」と信じている一方で、毎日が不安です。不安で、不安で、ずっと不安です。私と夫には、7歳と4歳の子どもがいます。子どもの口から「他の子のパパは、めずらしい病気になってないからいいな。」という言葉が出たときは、私は返す言葉がありませんでした。子どもに願い事を聞くと「パパの病気が治りますように。」と言います。

とにかく、夫の健康な身体を取り戻す努力を関係者が一丸となってしてください。間違っても、石綿健康被害救済基金は環境省が管理しているお金だからという理由で、厚労省や他の省庁・機関と連携して有効に活用しない、などと考えているのであれば、基金の趣旨を改めてみつめ直してください。夫と同じように苦しむ患者のみなさんの命を救うための最善の方策を進めてください。

夫が発病したのは現在住んでいる家を建築中のことで、すでに家のローンも組んだあとでした。一家を支える人間の収入が病気のためにほぼ途絶えました。わずかに救済給付金が入ってきますが、助かっている部分はありますが、本人に何の落ち度もなく、国が少なからず使用を推進したり認可してきた石綿のために病気で苦しむだけでなく、なぜ経済的な問題で子どもの生活まで脅かされないといけないのでしょうか。救済給付は本人が発症時に得て

いた収入や扶養家族の人数なども全く考慮されず、一律に極めて低額な給付がされていますが、患者の年齢や所得、家庭状況に考慮していただきたいと思います。

医療機関の選択をするにおいても、病気の困難性も考慮すると、私たちのように比較的遠方の医療機関への受診を望む患者・家族も多いはずですが、通院を一人ですることも物理的には可能ですが、できる限り家族の誰かが付き添ってサポートをしないと、移動中の不測の事態に対応できませんし、不安な状態で医師の説明等を聞いても本人がすぐに頭を整理することが難しかったりするからです。そうすると、交通費は倍以上になりますし、居住する地域によっては経済的な事情で希望する医療機関を選択できない患者さんもおられると思います。

考えたくもないことですが、もしも夫に何かがあったときに、労災の対象にならない家族には事実上、何の給付もありません。私一人なら何とかできますが、経済的な問題で二人の子どもの将来をこのような理不尽なことで不安に陥れなければならないのかと思うと到底納得できません。

私たちは、患者であり、家族ですが、それぞれみなさんの生活状況は異なります。私たちの置かれている立場が最も厳しいとは言いませんが、もう少し、経済事情や家庭環境など総合的な考慮をして患者と家族の生活を支えていただき、患者本人が納得した治療に専念できるようにお願いします。

2022年8月26日

中央環境審議会環境保健部会 石綿健康被害救済小委員会 御中

陳述書

Y・O

私は40代の悪性胸膜中皮腫患者です。現在、東海地方に住んで治療をしています。左胸の違和感を感じ、2020年3月に近所のクリニックを受診したところ胸水が確認され、5月に総合病院で確定診断を受けました。

4月に確定診断のための胸膜生検手術前の説明を受けましたが、そこで「悪性胸膜中皮腫の可能性が高い」と説明書類に書かれていました。簡単な知識として、中皮腫は「発症すれば死に至る可能性の高い、恐ろしい病気」という認識は持っていましたが、自分には関係がない病気と思っていました。その時は、まったく予期しない出来事で、医師の説明時に机に顔を伏せて、声をあげて泣いたことを覚えています。

両親は一般の会社員で、住んでいた環境の周辺にアスベストを吸ってしまうような鉱山や工場などはありませんでした。学生時代や社会人時代のアルバイトでは弁当屋、スーパー、結婚式場などでしたので全く思い当たりません。正社員として歯科衛生士や建材屋の事務職をしていましたが、工事現場などには行っていませんので思い当たるものはありません。

小学校の高学年時に、学校の体育館が取り壊され、新しい体育館が建設されることがありました。比較的長期間の工事で、私はよく隣接するグラウンドにある遊具などで遊んでいたのも、もしかしたらそこでアスベストを吸い込んでしまったのかもしれませんが。

発病時、子どもの進学等、将来を見据えて社会復帰しようとしていた矢先の出来事でした。今後、治療が継続できたとしても満足に働ける状態はなかなか想像できません。治療の継続による経済的な負担が続いていくことの不安も絶えません。

私はこれまで何度も絶望し、死を覚悟しました。でも、どうしても生きることを諦められません。なぜなら、まだ小学校4年生の娘と2年生の息子がいるからです。子どもたちが成人になるまで生きられるだろうか。何度も自分に、「それは無理だ」と何度も自分に言い聞かせましたが、諦めることはできず日に日に「まだまだ生きたい」という気持ちが強くなっています。子どもを育て、成長を見守る義務を、母親としてなんとしても果たしたいと思っています。

先日、現在取り組んでいる最先端の標準治療に関して、主治医から効果が出ていないと説明を受けました。主治医から新たな治療法の提案はありませんでした。治療を受ける体力はまだまだあるのに、有効な治療法がありません。この悔しさや不安をどこにぶつけて良いのかもわかりません。

この頃、小学校4年生の娘は道徳教育で「がん」の学習をしていましたので、自分の病気が「がん」であることを伝えました。娘は自分が大人になった時に私と一緒に叶えたい夢があります。娘はそのことを話し、泣きながら、「お母さん死んじゃうの？大人になったときはお母さんいないの？」と問いかけてきました。私は娘に、「もしかしたらいないかもしれないけど、いなくならないために今、お母さんは頑張っている。病院の先生や看護師さんたちも頑張ってくれている」ということを伝えました。病気になって、まわりの方々から多くの暖かみのある優しさを頂いています。病気にならなければわからなかったことがたくさんありました。今回、みなさまにお話させていただくことができたことも何かのご縁かもしれません。

希望は捨てていない一方で、現実には厳しいものがあります。標準治療における治療の道が閉ざされてしまいましたので、遺伝子パネル検査やいくつかの治験を調べていますが、身体的な状態などの要件に合致せず、道が拓けずにいます。

色々な障壁はあるかもしれませんが、研究に熱心に取り組んで下さるお医者様が多くいらっしゃいます。公的な基金を活用し、中皮腫の新薬の開発、治療を進めていただきたいのです。一人でも多くの患者さん達の命を救う為に、大きな一歩を踏み出すきっかけをいただけないでしょうか？

患者は一日一日不安を抱え精いっぱい病と闘いながら生きています。健康な人であれば一年、二年大したことのない期間に感じるかもしれませんが、私達患者にはもう待っている時間がありません。どうか、一刻も早く現在中皮腫で苦しんでいる患者さん達を救う為に、関係者のみなさんで最大限の協力をして石綿健康被害救済基金を治療研究や新薬の開発に活用することを認めていただけないでしょうか。どうか私に母親として子供達の成長を見守らせていただけないでしょうか。私達患者はまだまだ長く生きたいのです。多くの大切な命を救う為によりしくお願い申し上げます。